

愛知県都市職員共済組合扶養認定事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号。以下「法」という。)及び地方公務員等共済組合法運用方針、その他法令の定めるところに従い、法第2条第1項第2号に規定する被扶養者について、愛知県都市職員共済組合(以下「組合」という。)が被扶養者認定の取扱いを円滑に処理することを目的として定めるものとする。

(被扶養者の定義)

第2条 「被扶養者」とは、次に掲げる者で主として組合員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 組合員の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 組合員と同一の世帯に属する三親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
- (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者

(被扶養者とならない者)

第3条 次に掲げる者は被扶養者として取り扱わない。

- (1) 共済組合の組合員、健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者である者
- (2) その者について当該組合員以外の者が一般職の職員の給与に関する法律第11条第1項の規定に相当する給与条例の規定による扶養手当又はこれに相当する手当を地方公共団体、国その他から受けている者

(同一世帯の定義)

第4条 同一世帯に属する者とは生計を共にし、かつ、同居している者をいう。この場合において、次に掲げる者は同一世帯に属する者に準じて取り扱う。

- (1) 身体障害者福祉法に規定する身体障害者授産施設、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生施設及び知的障害者授産施設、老人福祉法第20条の5に規定する特別養護老人ホームに入所している者
- (2) 派遣及び病院勤務等、組合員が勤務上の理由により一時的に被扶養者と別居を余儀なくされる者
- (3) 住民票の記載で同一世帯でないが、同じ敷地内(合併地を含む同一地番をいう。)に居住し、食事を一緒にとる等家計を共同にする者

(生計維持の定義)

第5条 第2条における「組合員の収入により生計を維持する者」は、組合員と同居し、又は組合員から自身の収入(組合員以外からの仕送り額を含む。)の3分の1を上回る仕送

りを受けている者とする。

(仕送り額の確認)

第6条 前条における仕送り額の確認については、振込金額のわかる書類・通帳の写しを添付することとする。ただし、書類が添付できない場合は現況届に金額及び添付できない理由を明記しなければならない。

(収入がある者についての被扶養者の認定)

第7条 収入がある者についての被扶養者の認定は次のとおりとする。

- (1) 扶養者としての届出に係る者（以下「認定対象者」という。）が組合員と同一世帯に属している場合、認定対象者の収入は年間 130 万円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が国民年金法及び同法第 5 条第 1 項に規定する被用者年金各法に基づく年金たる給付その他の公的な年金たる給付（以下「公的年金等」という。）のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であって、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては 180 万円未満）であつて、かつ、組合員の年間収入を上回らない場合で、組合員がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていること。
- (2) 認定対象者が組合員と同一世帯に属していない場合、認定対象者の年間収入が 130 万円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であつて、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては 180 万円未満）であつて、かつ、組合員からの自身の収入を上回る仕送りにより主として生計を維持していること。
- (3) 前 2 号の認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入を加えた額が 260 万円未満（夫婦のうち 1 人の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であつて、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては 310 万円未満、また夫婦共に所得の全部若しくは一部が公的年金のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であつて、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては 360 万円未満）であること。
- (4) 前 3 号に規定する年間収入は日額では 3,612 円未満、夫婦 2 人では 7,223 円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であつて、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る所得である場合にあつては 5,000 円未満、夫婦 2 人では 10,000 円未満）、月額では 108,334 円未満、夫婦 2 人では 216,667 円未満（認定対象者の所得の全部若しくは一部が公的年金等のうち障害を支給事由とする給付に係る所得である場合又は 60 歳以上の者であつて、その者の所得の全部若しくは一部が公的年金等に係る

所得である場合にあっては 150,000 円未満、夫婦 2 人では 300,000 円未満) であること。

(年間収入の定義)

第 8 条 前条各号における年間収入は、被扶養者申告書提出時から将来に向かって 1 年間の収入を原則とするが、将来に向かって 1 年間の収入が確認できない場合は、直近の実績により判断する。年間収入として対象となるものは次のとおりとする。ただし、一時的な収入(譲渡所得、一時所得、退職金、雇用保険法の高齢者一時金等)は除外するものとする。

- (1) 給与収入(賞与を含む)
- (2) 各種年金収入(確定申告を要する公的年金、企業年金、私的年金及び、非課税の遺族年金、障害年金)
- (3) 雇用保険法における失業給付金
- (4) 医療保険各法における傷病手当金及び労働者災害補償保険法における休業補償金
- (5) 生活保護法における生活扶助料
- (6) 事業所得(農業、商業、漁業、林業、工業等自家営業に基づく所得)
- (7) 雑所得(原稿料、講演料等の自由業等に基づく所得をい、年金を除く。)
- (8) 不動産所得(土地、家屋、駐車場等の賃貸所得)
- (9) 配当所得(株式配当金、投資信託収益分配金等)
- (10) 利子所得(国外の預金に基づく利子所得)

(被用者保険の組合員(被保険者))

第 9 条 被用者保険の組合員(被保険者)とは、共済組合、健康保険組合、全国健康保険協会、船員保険、国民健康保険組合の組合員(被保険者)をい、任意継続組合員(被保険者)を含むものとする。

(扶養の優先順位)

第 10 条 組合員の他に認定対象者と同居もしくは認定対象者に仕送りをしている者がいる場合の扶養すべき者の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 認定対象者が組合員の扶養手当の対象となっている場合は、その組合員
- (2) 認定対象者の配偶者であり、かつ被用者保険の組合員(被保険者)である者
- (3) 認定対象者と同一世帯に属し、かつ被用者保険の組合員(被保険者)である者
- (4) 被用者保険の組合員(被保険者)であり、親等数の近い者
- (5) 被用者保険の組合員(被保険者)であり、収入が最も多い者

(夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定)

第 11 条 夫婦が共に被用者保険の組合員(被保険者)であって、共同して扶養している場合における被扶養者の認定は、被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とするを原則とする。

2 当該被扶養者に関する、扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合に

は、その支給を受けている者の被扶養者とすることができる。

- 3 前2項の場合において、この取扱いにつき、被用者保険関係保険者（共済組合を含む。以下同じ。）に異議があるときは、とりあえず年間収入の多い方の被扶養者とし、その後に関係保険者間における協議に基づき、いずれの者の被扶養者とすべきか決定する。なお、前記協議によって行われた被扶養者の認定は、将来に向かってのみ効力を有する。

（扶養認定時の添付書類）

第12条 扶養認定時の被扶養者申告書の提出にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 収入を証明する書類（認定対象者が18歳以上の場合は市町村が証明する課税所得証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、市町村・県民税の税額通知書（長の公印があり、かつ、給与収入のみのもは可。その他所得計の欄に記載があるものは不可。）又は税務署確認印のある確定申告書の控えのいずれかを必ず添付。ただし、学生の場合は学生証の写しを添付するものとする。また、海外在住等で添付ができない場合はパスポート出入国欄と氏名記載欄の写しを添付するものとする。）
- (2) 現況届（認定対象者が同居の配偶者及び子以外の場合は必ず添付するものとする。）
- (3) その他（別紙「被扶養者認定に必要な添付書類」のとおり。）

（扶養認定日）

第13条 扶養認定日は事実発生日を原則とし、次に掲げる場合においては事実が発生した日に遡って認定する。ただし、次に掲げる場合以外においては、被扶養者申告書及び必要書類一式が組合に提出された日（受付年月日）を認定日とする。

- (1) 組合員の採用と同時に扶養申請をする場合であって、事実発生時から30日以内の申請である場合は組合員の資格取得日
- (2) 認定対象者が出生した子、孫等の場合はその出生日
- (3) 認定対象者が退職等により他の保険者の組合員資格を喪失した場合であって、資格喪失日から30日以内の申請であり、資格喪失日を証明することができる書類の添付があった場合は他保険者での資格喪失日
- (4) 認定対象者が他の保険者の被扶養者から削除された場合であって、扶養削除日から30日以内の申請であり、扶養削除日を証明することができる書類の添付があった場合は他保険者での扶養削除日
- (5) 認定対象者がこれまで受給していた雇用保険の失業給付の受給が終了又は中断した場合であって、受給終了日の翌日から30日以内の申請であり、失業給付の終了日がわかる書類の添付があった場合は受給終了日の翌日
- (6) 認定対象者がこれまで受給していた共済組合、健康保険等の傷病手当金の受給が終了した場合であって、受給終了日の翌日から30日以内の申請であり、傷病手当金の終了日がわかる書類の添付があった場合は受給終了日の翌日
- (7) 認定対象者が組合員と婚姻（内縁を除く。）した場合であって、婚姻の事実があっ

た日から 30 日以内の申請であり、婚姻の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は婚姻の事実があった日

- (8) 認定対象者が離婚し組合員との間に主たる生計維持関係が生まれた場合であって、離婚の事実があった日から 30 日以内の申請であり、離婚の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は離婚の事実があった日
- (9) 認定対象者が組合員と養子縁組した場合であって、養子縁組の事実があった日から 30 日以内の申請であり、養子縁組の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は養子縁組の事実があった日

（扶養喪失時の添付書類）

第 14 条 扶養喪失時の被扶養者申告書の提出にあたっては、次の書類を添付するものとする。

- (1) 組合員被扶養者証、任意継続組合員被扶養者証及び高齢受給者証
- (2) 被扶養者が就職し強制適用組合員になった場合にあつては、新たに加入した医療保険の組合員証の写し（自衛隊への入隊による場合は、保険証の写しの他に在職証明書（入隊日の記載があるもの））又は身分証明書の写し
- (3) 被扶養者が雇用保険の失業給付を受給し、収入基準額を超えた場合にあつては、実際に失業給付の支給の事実が印字された離職票 1 の写し
- (4) 被扶養者が共済組合、健康保険等の傷病手当金を受給し、収入基準額を超えた場合にあつては、保険者の支給証明書

（扶養喪失日）

第 15 条 扶養喪失日は扶養要件を失った日の翌日を原則とし、次に掲げる場合においては該当日に遡って喪失する。ただし、次に掲げる場合以外においては、被扶養者申告書及び必要書類一式が組合に提出された日（受付年月日）を喪失日とする。

- (1) 組合員の資格喪失に伴い被扶養者が喪失する場合は組合員の資格喪失日
- (2) 被扶養者が死亡した場合は死亡日の翌日
- (3) 被扶養者が就職により他の保険者の組合員資格を取得した場合は他の保険者の資格取得日
- (4) 被扶養者が 75 歳になり後期高齢者医療に該当した場合は 75 歳の誕生日
- (5) 被扶養者が 65 歳以上の寝たきりで後期高齢者医療に該当した場合であつて、「後期高齢者医療被保険者証」の写しの添付があった場合は後期高齢者医療の資格取得日
- (6) 被扶養者が扶養を喪失する前に他の保険者の被扶養者（国民健康保険への加入者を含む。）となることには問題があるが、重複認定した場合であつて、他の保険者での扶養認定日がわかる書類の添付があった場合は他の保険者の扶養認定日
- (7) 被扶養者が雇用保険の失業給付を受給又は受給再開し、収入基準額を超えた場合は受給開始日
- (8) 被扶養者が共済組合、健康保険等の傷病手当金を受給し、収入基準額を超えた場合

は受給開始日

(9) 被扶養者が婚姻し組合員との間で主たる生計維持関係が消滅した場合であって、婚姻の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は婚姻の事実があった日の翌日

(10) 配偶者が組合員と離婚した場合であって、離婚の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は離婚の事実があった日の翌日

(11) 被扶養者が養子縁組し組合員との間で主たる生計維持関係が消滅した場合であって、養子縁組の事実を証明することができる書類（公的な証明書の写し）の添付があった場合は養子縁組の事実があった日の翌日

（被扶養者の申告）

第 16 条 組合員となった者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は組合員について被扶養者の要件を備える者が生じた場合若しくは被扶養者がその要件を欠くに至った場合には、その組合員は、遅滞なく所属所長を経由して被扶養者申告書を組合に提出しなければならない。

2 前項の場合において、組合員が任意継続組合員であるときは、所属所長を経由することを要しない。

（被扶養者申告書の受付年月日）

第 17 条 被扶養者申告書の受付年月日は組合に書類の届出があった日で受付するが、添付書類に不備があった場合は組合員被扶養者証及び任意継続組合員被扶養者証の処理はしないものとする。この場合、受付日より 10 日間は組合で保管するが、10 日（10 日後が日曜、土曜又は祝休日の場合は翌平日）を過ぎた場合は受付年月日を抹消した上で一旦所属所に返却し、再提出された被扶養者申告書は改めて受付をするものとする。ただし、添付書類に不備があった場合であっても、10 日間以内に添付書類（FAXでも可とする。）が届いた場合には書類が整ったものとみなす。

（被扶養者の見直し）

第 18 条 組合では 1 年に 1 度、「被扶養者状況確認票」により被扶養者の状況を確認するものとする。確認票が提出されない場合には、組合が個別に調査を行うものとする。

（罰則）

第 19 条 組合員が扶養の実態のない者を虚偽の申請により認定を受けていたことが判明した場合は、被扶養者の資格は遡って取り消すものとし、当該期間に発生した医療費及び給付金の全額を返還するものとする。

（委任）

第 20 条 この要綱に定めるもののほか、被扶養者の認定に関し必要な事項は理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

(健康保険組合の解散に伴う経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に豊橋市職員健康保険組合、岡崎市職員健康保険組合、一宮市健康保険組合及び愛知県九市健康保険組合の被扶養者として認定されていた者は、第 18 条の規定による被扶養者状況確認がなされるまでの間、この要綱の規定により認定されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。